

池田市立北豊島中学校

令和7年度

いじめ防止に関する
基本方針

令和7年(2025年)4月

第1部 教職員マニュアル

学校教育において、「いじめ問題」は、生徒指導上の喫緊の課題となっています。しかしこれは学校だけではなく、社会の中にもこうした問題が渦巻いていることも忘れてはいけません。生徒たちがこれから社会へ出て行くときに、どんなことに気づき、どんなことを考え、どんな行動をすることができるのか、どんな大人になってどんな社会を作っていけるのか、学校教育でいじめ問題に取り組むことが、大きく問われることとなります。

すべての生徒が主体的に取組み、すべての生徒たちが安心して過ごせ、自分たちを成長させる学校をつくるのが、われわれ教職員に求められている責務だと考えます。もちろんわれわれ教職員自身が生徒たちの良い見本（指針）でなければならないことはいまでもありません。

いじめ防止対策基本方針をつくるにあたり、再度、すべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢や責務、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組む体制づくり、いじめ事象が起こったときの対応（学校の動き）を確認し、日々の教育活動を進めていきたいと考えております。

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、「絶対にいじめを許さない」という姿勢を持ってすべての教育活動に取り組んでいかなければならない。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解のもと、生徒はいじめを行わない、または他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがない学校を目標に、生徒と教職員でつくりあげていくものである。

また、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義としては、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

という4つの要素が含まれる。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱いものに対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。なお、物を隠される、上履きに画鋲を入れられる、悪口を書いたメモを机の上に置かれる等の事案の場合、行為者が不明であれば①や②の要件が満たされるとは言えないが、実際に学校ではいじめ事案として対応することは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱う。

Ⅱ. いじめの未然防止に向けて

1. 基本理念

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒や保護者の意識や背景、地域や学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組みを計画・実施する必要がある。

2. いじめ防止のために取り組むこと

令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、子どもの成長・発達を支える生徒指導への転換をめざすことの重要性が示されている。これまで同様、いじめについて、特定の児童生徒に焦点化した指導・援助は必要であるがそれ以上に、未然に防止するための常態的・先行的な対応である「発達支持的生徒指導」の充実が求められている。本校もいじめの防止のために以下の通り取り組む。

① 集団づくり

教職員全体で集団づくりの目的(=集団のまとまりをつくるために行うのではなく、生徒一人ひとりの成長のために行う)を確認する。教育活動全体を通して、集団づくりを意識し、生徒の自己肯定感や人と関わる力、人とつながる力、対等な関係を結ぶ力等を育んでいく。

② 授業づくり

本校は今年度、「学ぶ喜びの創出 ～仲間とともにつながる学校へ～」を研究主題として、授業づくりの研究に取り組む。日々の授業で生徒が他者と関わる場面を意図的に設定し、生徒同士がお互いを知り、認め合えるようにする。

③ 学校行事や生徒会活動

様々な生徒が輝くことのできる、魅力のある学校行事や生徒会活動を企画し、実行する。実行するにあたって、生徒が自分で考え判断し、決めて実行できる場面や生徒同士がお互いを賞賛し合える場面を意図的に設定する。

④ 人権学習、道徳

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育てる。そのための年間カリキュラムを構築する。また道徳の授業では読み物教材を利用して、心根を揺さぶり、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」を育む。

⑤ 教職員の関わり

教職員は生徒の状況を常に把握するために、挨拶や声かけをはじめとした生徒との日々のコミュニケーションを大切にする。生徒たちが教職員に対して「悩み」など「自分の気持ち」を安心して話したり、書いたりできる人間関係をつくっていく。また子どもの望ましい行動をほめたり認めたりしていく。また学校生活における生徒の普段の様子(授業中、休み時間や放課後等)や、書き物(ノートの記述やアンケート、感想文等)への記述等から生徒一人ひとりの状況を丁寧に把握し、些細な変化を見逃さないようにする。生徒の気になる様子があれば、教職員同士で情報交換を行う。

3. いじめ防止に向けたカリキュラム

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|------|--------------------------------------|-----------------------------|------|---------------------------|-----------|
| 会議など | | 3年修学旅行 いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画 | | | いじめ対策委員会 ・2学期の 指導方針 | |
| 未然防止対策 | | 学級づくり 学年づくり | 学級づくり 学年づくり 情報モラル安全教室 | | | |
| 早期発見 | 生徒面談 | | いじめ アンケート | 期末懇談 | 気分調べアンケート | 気分調べアンケート |
| 教材 | | | | | | |
| 研修 | | | 小中合同 研修 | | 小中合同 人権研修 | |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|------------|--------------|---------------|------------|---------------|---------------------------|
| 会議など | 体育祭 | | 情報モラル 安全教室 | | | いじめ対策委員会 ・まとめ ・課題検討 |
| 未然防止対策 | | 学級の見直し | | | 学級・学年の まとめ | 学級・学年の まとめ |
| 早期発見 | | いじめ アンケート | 期末懇談 | 気分調べアンケート | いじめ アンケート | 教育相談 学校評価 アンケート |
| 教材 | | 3年 道徳教材 | 1年 道徳教材 | 2年 道徳教材 | | |
| 研修 | 小中合同 研修 | | 小中合同 研修 | | | |

4. いじめ防止に向けた保護者・地域・関係機関との連携

保護者会、PTAの各種会議や地域協議会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者や地域に向け、学校だより・学年だより等による広報活動を積極的に行う。また、各学期には、地域コミュニティー会議で実態や情報の交換を行い、連携をしていく。

Ⅲ. いじめの早期発見に向けて

1. 基本理念

いじめは、早期発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

2. いじめ発見のために取り組むこと

① 日常的な生徒の観察及び理解

教職員と生徒との間に望ましい人間関係を築くことにより、子どもが信頼して自分の苦しみを訴えることができるようになる。その為、日頃から子どもとの触れ合いの時間を多くし、相互の信頼関係の構築をめざすことが大切である。また、休み時間や昼休み、放課後の時間など、生徒のいるところには、できるだけ教職員がいるように努め、生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、生徒が発するサインを見落とさないようにする。いじめは大人の見えないところで行われていること、どの子どもにも起こり得るという認識を持ち、多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。また、クラス日記や個人ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握し、気になる内容に関しては、個人面談や家庭訪問をするなどして迅速に対応することが必要である。

学校全体として、日頃のコミュニケーションや定期的な面談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが必要である。また、学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃など、学校全体で計画的・定期的にアンケート調査を行っていく。

② 日々の情報交換

職員朝礼や休み時間等における日常的な情報交換や、生徒支援委員会・学年会における定期的な情報交換を行う。学年担任・教科担任・部活動顧問等の連携を密にすることで、初期段階の情報であっても、迅速な対応を行い早期解決に努める。養護教諭やスクールカウンセラー、スクールアシストメイト、スクールソーシャルワーカー、等からも情報を収集する。

また、日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組みを保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

③ いじめを訴えることの意義と手段の通知

「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日頃から生徒に理解させ、浸透させる。また、学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。その他、スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法や、担任はもとより、養護教諭他、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことなど、学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

IV. いじめの発見から解決まで

1. 基本理念

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組むための実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

2. いじめ発見から解決までに取り組むこと

①発見

いじめと思われる行為を発見した場合はその場で止めなければならない。教職員一人で対応できない場合は、複数で対応に当たる。また生徒からの相談や通報を受けた場合には、すぐに連絡を取り合い対応する。その際必ず、当該生徒の学年代表や、学年生徒指導担当、学年担任等に伝え、生徒指導主事及び生徒支援 Co. に報告する。生徒支援 Co. は管理職に報告し、いじめ対策委員会の召集を行う。保護者からの連絡や相談を受けた場合も同様に行う。

②事実確認

いじめた生徒・いじめられた生徒・周りで見えていた生徒を個別に呼び、教職員が分担して事情を聞く。その際、①内容【誰が誰をいじめていたのか】②時間と場所【いつどこで起こったのか（継続して起こっていたことならいつから続いているのか）】③内容と期間【どのようないじめを受けた（いじめた）のか】④背景と原因【きっかけは何か】をしっかりと確認し、必ず記録をする。事情聴取に当たった教職員で情報を共有し、事実を確認する。可能な限り、教職員は複数で対応する。

③方針決定

速やかに当該の教員に情報共有を行うとともに、いじめ対策委員会で事実確認と情報の共有を行う。いじめ事象の確認を行い、今後の方針の決定を行う。場合によっては緊急の職員会議を持つ。方針では生徒への対応等の役割分担を行い、この後の指導の方向性や動きをつくりあげていく。また、保護者への対応、市教育委員会、教育センターや関係機関への連絡相談についても確認する。

④生徒の指導・支援・保護者への対応

◎いじめを受けた生徒（いじめを知らせてくれた生徒）への対応

いじめた生徒とは別室でじっくり話を聞き、不安の残らないよう努める。また、個人情報の取り扱いに十分配慮し、教職員集団で守っていくことを伝える。周りの生徒やいじめた生徒との関わり、困ったときの対応などを一緒に考えていく。

◎いじめを受けた生徒の保護者への対応

その日のうちに家庭連絡を行い、事情を説明する。保護者の思いもじっくり聞き、不安の残らないよう努める。学校、学年で徹底して見守りと再発防止に努めることを伝え、今後の方針や具体的な取組みも合わせて伝える。また、随時、対応の経過を伝え、家での様子等を聞き、情報を共有して進める。

◎いじめを加えた生徒への対応

いじめた背景や生徒の思いを十分に聞く。生徒の気持ちを十分に配慮して、いじめは決して許されることではないことや、いじめを受けた生徒の気持ちをしっかりと認識させる。原因をしっかりと追究し、今後の行動を考えさせる。よりよい成長のための方策を一緒に考え、具体的に取り組んでいく。本人が納得いくまで話を聞き、粘り強く指導をする。

◎いじめを加えた生徒の保護者への対応

その日のうちに家庭連絡を行い、いじめた生徒の抱える問題やいじめの背景などに十分配慮し、事情を説明する。いじめられた生徒の思いや保護者の思いを伝え、「いじめは決して許されない行為」であることを伝え、起きた問題の大きさを認識してもらう。また、いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒がこれからよりよい成長ができるために、今後のかかわり方を一緒に考え、適切な対応を行っていけるように協力を求める。

◎周りの生徒への対応

「いじめは決して許されない行為」であることを学級や学年、場合によっては学校全体に示す。しっかりと自分の問題としてとらえさせ、見て見ぬ振りをする側もいじめに加担することになることを理解させる。傍観者の立場からいじめをとめたり、誰かに伝えたりする気持ちを持ってほしいと伝える。はやし立てたり、見てみぬふりをするのはいじめを肯定していることを理解させる。いじめの解決は謝罪のみで終わるものではなく、引き続き十分な観察を行い、当事者をはじめとする集団が好ましい集団生活を送れるよう、継続的に指導を行っていく。

V. ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、教職員は情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図を示し、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行う必要がある。早期発見には、メールを送受信したときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対応していくことが必要である。

1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。また、「LINEはずし」などにみられる仲間（ともだち）はずし、無視など集団による疎外によるいじめ。なりすましによってトラブルを起こさせるなどその様態はさまざまである。

2. 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① ケータイ持込の禁止

※生徒へ持たせる必要がある場合は事前に書類の提出が必要

② 生徒や保護者への啓発

③ 生徒、保護者への情報モラル安全教室の開催

3. 早期発見・早期対応のために

SNSへの書き込みや画像の投稿等、具体的な使い方等を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の関係機関との連携が必要になる。

第2部 組織対応マニュアル

I. いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組みにあたっては、学校全体で「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、組織的に動いていく必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろん、いじめを生まない土壌を形成するための未然防止の取組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校では、いじめ問題への組織的な取組みを推進するために、学校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置する。当該委員会を拠点とし、全職員が共通理解のもと学校全体でいじめ対策を行っていくものとする。

1. いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒支援 Co.、生徒指導担当、学年代表、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC、SSW をメンバーとして設置する。なお、参加メンバーは当該生徒担当など実態等に応じて柔軟に対応することも考える。このいじめ対策委員会は、いじめ対策に特化したものである。

2. 年間を見通した「いじめ防止・指導計画」の整備について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、いじめ対策委員会は、年度当初に組織体制を整えるとともに、年間の指導計画を立てる。そして、その方針に従い学校全体で総合的に取組み、いじめ対策を推進していくものである。

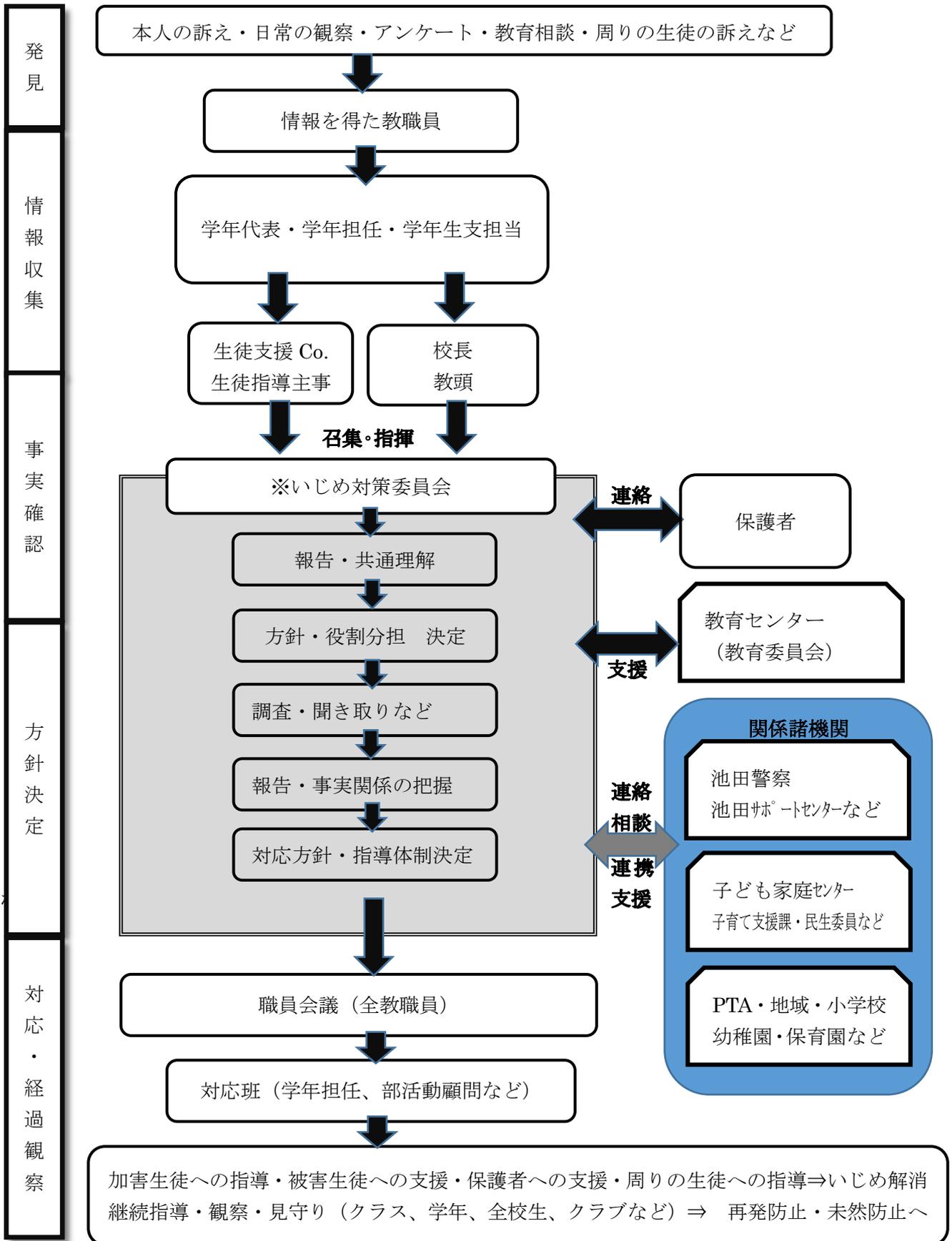
II. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

学校ではさまざまなトラブルが発生する。「いじめである」と判断するのは、一人の教職員ではなく、複数人で情報を精査し、事実を確認し、迅速な組織的対応が求められる。教職員が一人で抱えこんだり、配慮に欠ける対応をしたりしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そのような状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を打ち立て、組織的に取り組むことが必要である。

次記の流れを基本として、取り組んでいく。特に発見から情報収集、事実確認、方針決定までは即日に行うことを基本とする。ただし、多数の生徒が関わっていることも考えられるので、いじめられた当該生徒の気持ちを確かめ、絶対に守りきるという気持ちのもとで進めて行く必要がある。保護者への対応も即日行い、事実経過の報告と今後の方針や取組みなどを伝え、学校の姿勢を示していくとともに、要望があれば受け止め、今後に生かしていかなければならない。

解決に向けて、今後の見守りも重要である。さらに同じようなことが起こらないように、自分たちを見つめなおし、生徒、教職員が一体となって、「いじめ問題」に向かう機会とし、学校全体の取組みを進めていくことにつなげなければならない。

いじめが起こったときの迅速な対応の流れ



※いじめ対策委員会のメンバー

学校長・教頭、生徒支援 Co.、生徒指導担当、学年代表、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

Ⅲ. 関係機関との連携

前述の対応は常に市教育委員会・教育センターとは、報告を行い、支援を得るといような連携をとりながら進めていかなければならない。また、重大事案や解決が困難な事案に関しては、外部機関および関係機関と連携し、速やかに対応していかなければならない。特に学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することも必要である。他の関係諸機関とも校長、教頭をはじめ生徒支援部長などが中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を行い関係づくりが必要である。

Ⅳ. 教職員の研修の充実

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図るため、校内研修を充実させていく必要がある。具体的には教職員一人ひとりのスキルアップや指導方法・指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師として招へいし、研修を行い、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。